

# 人力と電動モードを切替可能なハイブリッドバイクの自転車レーン走行実証

申請者 glafit株式会社、和歌山市長

認定日等

認定：2019年●月●日  
(申請：同年10月3日)

主務大臣 経済産業大臣（事業所管）  
国家公安委員会（規制所管）、国土交通大臣（規制所管）

## 実証目的

- ・事業者は、①電動モード、②人力のみモード（ペダルのみ走行）、③ハイブリッドモードに切替可能なハイブリッドバイク（「glafitバイク」）を製造販売している。将来はシェアリング事業も計画。
- ・現行規制では原動機付自転車と区分されるため、「ペダルのみ走行モード」でも、通行できるのは車道のみ。こうした状況について、ユーザーのニーズや安全面に関する意見を踏まえ、日々の短距離移動に活用可能な形で提供していくことを目指している。
- ・「ペダルのみ走行モード」で自転車レーン等（自転車用の通行区分）を通行したとしても、安全性に問題のないことを実証。ユーザーや他の者が、より安全に走行ができる規制の検討を視野に、危険走行の件数等、安全性のデータや情報を取得する。

## 実証計画（実証期間：認定日～2019年12月）

- ① モーターに電源供給できないように改造。**人力のみモードの車両で実証。**
- ② 和歌山城周辺でのイベント（1日）の後に、無償レンタル（**和歌山市内**を走行対象エリアとする）。
- ③ 利用者は運転免許（原付免許）保有者に限定。ヘルメットを着用。

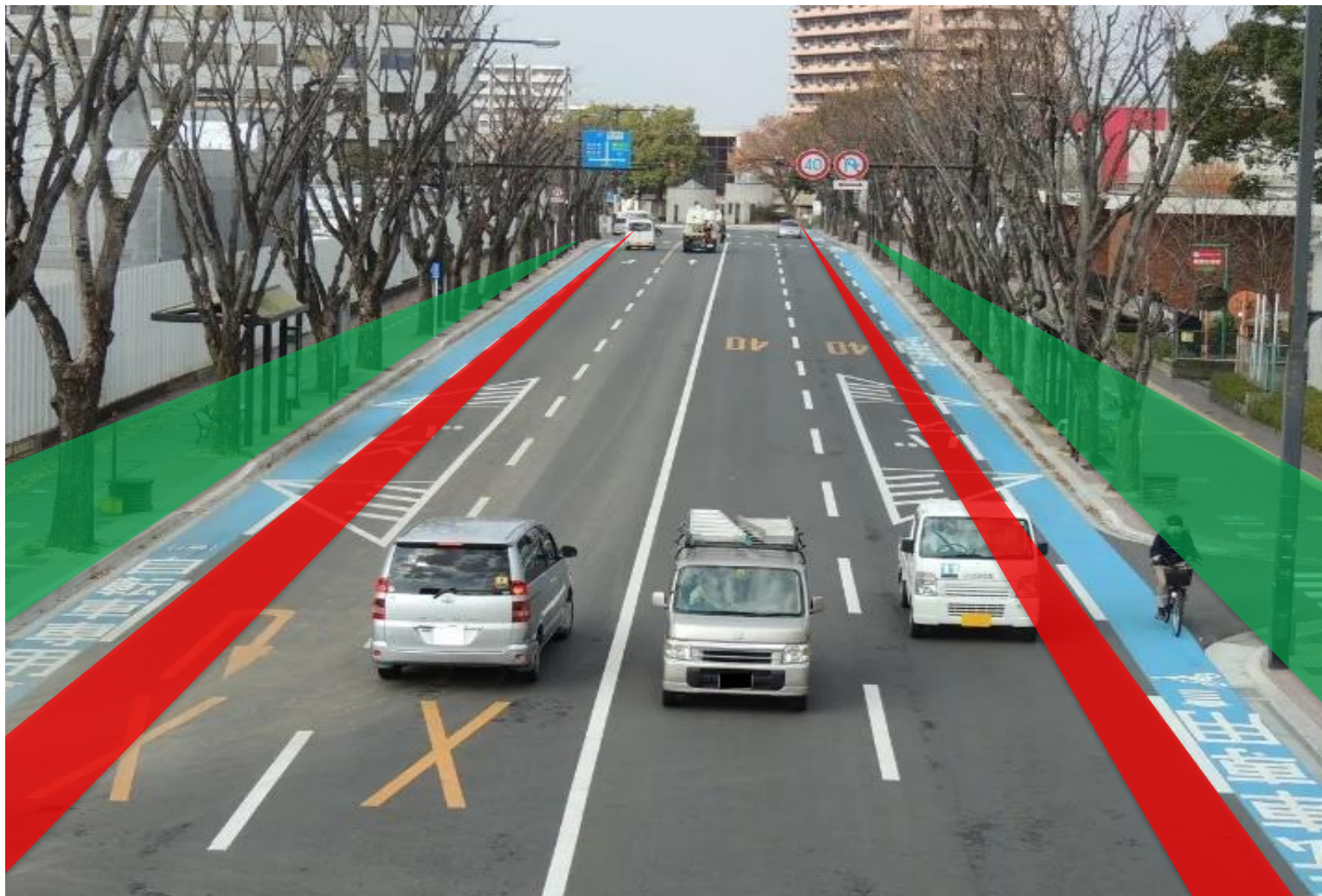


最高速度 (電動)	30km/h (実証中はモーター使用不可)
重量	約18kg
サイズ	長さ：125cm、幅：59cm、 高さ：90cm、タイヤ：14inch
制動装置	ディスクブレーキ



- ・ナンバーは取得せず、実証実験中のプレートを掲示
- ・ペダルモード走行時に、常時点灯する青いライトを設置。

## 通行区分について



- ※ **赤で示したところ**は、現行の規制において、グラフィットバイクが走行しなければならない場所（人力のみのモードで走行する場合を含む）。
- ※ **緑色は歩道**。

# 課題となった規制について

## サンドボックス実証を申請する背景

- 事業者が開発したハイブリッドバイク（以下、当該車両）は、①電動バイクモード、②ペダルのみ走行モード、③ハイブリッドモード（電動+ペダル走行）へ、ハンドルの手元で、モードを切り替え可能。14インチのミニベロ自転車と同様のサイズであり、通常の自転車よりも、小型であり、自転車置き場に駐車可能。
- 当該車両は、ペダルのみモード（人力のみ）の走行であっても、**普通自転車ではなく原動機付自転車**と取り扱われ、規制が適用される。こうした状況を踏まえ、販売に当たっては、購買希望者に対して、①ナンバー登録、自賠責保険への加入、ヘルメット着用が必須であること、②「第一種原動機付自転車」を運転できる運転免許が必要であること、③車道を走ること、を、広告や店頭での説明等で周知してきたところ。
- 購買者の中には高齢者も含まれており、通行に当たっては、大型車両と同じ車道を通行する必要があるため、**当該車両・大型車両双方の安全性を損なうとの意見がある。**

## 新技術等関係規定に違反しないことの方

- この実証において用いる車両は、走行モード切替えが不可能となるように当該車両を改造しており、**原動機を用いた走行はできない。**
  - したがって、**道路交通法の適用上、普通自転車に該当する。**
  - また、**道路運送車両法の適用上も、原動機を用いた走行はできないことから原動機付自転車には該当せず、道路運送車両法施行令第1条に列挙されたものに含まれていないことから、軽車両にも該当しない。**
- ※ 実証後は、ペダルのみ走行モードにおいては、普通自転車として取り扱われることを要望。（モード可視化の観点から、どのモードで走行しているかを示すライトの点灯を提案）

## (参考) 関係法令等

### 道路交通法 (抄)

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽（けん）引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

#### (整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定（道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十四条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。）又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

## (参考) 関係法令等

### 道路運送車両法 (抄)

#### (定義)

第二条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

4 この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなむにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

6 この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。

### 道路運送車両法施行令 (抄)

#### (軽車両の定義)

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第二条第四項の軽車両は、馬車、牛車、馬そり、荷車、人力車、三輪自転車（側車付の二輪自転車を含む。）及びリヤカーをいう。